

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考						
<p><u>(地震・火災等発生時の対応)</u></p> <p><u>第17条 各GMは、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び主任技術者に報告する。</u></p> <p><u>(1) 震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認する。</u></p> <p><u>(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努め、鎮火後原子炉施設の損傷の有無を確認する。</u></p> <p><u>2. 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</u></p> <p><u>(1) 防災安全GMは、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する^{※2}。</u></p> <p><u>(2) 防災安全GMは、初期消火活動を行う要員として、10名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</u></p> <p><u>(3) 防災安全GMは、初期消火活動を行うため、表17に示す化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。</u></p> <p><u>(4) 当直長は、第13条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</u></p> <p><u>(5) 各GMは、震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後発電所内^{※3}の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び主任技術者に報告する。</u></p> <p><u>(6) 防災安全GMは、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</u></p> <p><u>表17</u></p> <table border="1" data-bbox="121 1066 923 1236"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車^{※4}</td> <td>1台^{※5}</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)</td> <td>1500リットル以上</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>3. 当直長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、主任技術者及び各GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</u></p> <p><u>※1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。</u></p> <p><u>※2：専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</u></p> <p><u>※3：重要度分類指針におけるクラス1，2，3の機能を有する構築物、系統及び機器とする。</u></p> <p><u>※4：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。</u></p> <p><u>※5：化学消防自動車が、点検又は故障の場合には、※4に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。</u></p>	設備	数量	化学消防自動車 ^{※4}	1台 ^{※5}	泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上	<p><u>17条～17条の9に変更</u></p>	
設備	数量							
化学消防自動車 ^{※4}	1台 ^{※5}							
泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上							

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>(電源機能等喪失時の体制の整備)</u> <u>第17条の2</u> <u>組織は、津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合（以下「電源機能等喪失時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に係る計画を策定する。</u> <u>(1) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</u> <u>(2) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練</u> <u>(3) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な可搬式発電機、可搬式動力ポンプ、ホース及びその他資機材の配備</u> <u>2. 組織は、前項の計画に基づき、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</u> <u>3. 組織は、第1項及び第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p>	<p><u>17条～17条の9に変更</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>(なし)</u></p>	<p><u>※1：重大事故等対処設備を設置若しくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに実施し、大規模損壊対応で用いる大型化学高所放水車、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車を設置若しくは改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに実施する。なお、運転員、緊急時対策要員又は自衛消防隊を新たに認定する場合は、第12条第2項及び第4項の体制に入るまでに実施する。</u></p> <p><u>(電源機能等喪失時の体制の整備)</u></p> <p><u>第17条の9</u></p> <p><u>[1号炉，2号炉，3号炉，4号炉，5号炉及び6号炉]</u></p> <p><u>防災安全GMは、津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合、あるいは使用済燃料プールの冷却水の維持が困難な場合（以下「電源機能等喪失時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。</u></p> <p><u>(1) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</u></p> <p><u>(2) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練</u></p> <p><u>(3) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な可搬式発電機、可搬式動力ポンプ、ホース及びその他資機材の配備</u></p> <p><u>2. 各GMは、前項の計画に基づき、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</u></p> <p><u>3. 各GMは、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災安全GMに報告する。防災安全GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考																																		
<p>(緊急作業従事者の選定)</p> <p>第109条の2 防災安全GMは、次の全ての要件に該当する所員及び協力企業従業員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業^{※1}に従事させるための要員（以下「緊急作業従事者」という。）を選定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 表109の2の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 表109の2の緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する要員にあっては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>表109の2</p> <table border="1" data-bbox="127 789 1207 1199"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識</td> <td>2時間以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td>関係法令</td> <td>0.5時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訓練</td> <td>緊急作業の方法</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い^{※2}</td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：緊急作業とは、法令に定める緊急時の線量限度が必要となる作業をいう。</p> <p>※2：兼用できる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 第17条第2項、第17条の2第1項、第112条、第118条のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練 	分類	項目	時間	教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	3時間以上	緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間以上	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	関係法令	0.5時間以上	訓練	緊急作業の方法	3時間以上	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い ^{※2}	3時間以上	<p>(緊急作業従事者の選定)</p> <p>第109条の2 防災安全GMは、次の全ての要件に該当する所員及び協力企業従業員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業^{※1}に従事させるための要員（以下「緊急作業従事者」という。）を選定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 表109の2の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 表109の2の緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する要員にあっては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>表109の2</p> <table border="1" data-bbox="1380 789 2460 1199"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識</td> <td>2時間以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td>関係法令</td> <td>0.5時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訓練</td> <td>緊急作業の方法^{※2}</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い^{※3}</td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：緊急作業とは、法令に定める緊急時の線量限度が必要となる作業をいう。</p> <p>※2：兼用できる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 第17条の7第3項、第17条の9第1項、第118条のうち、緊急作業の方法に関する訓練 <p>※3：兼用できる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 第17条第1項、第17条の7第3項、第17条の8第1項、第17条の9第1項、第112条、第118条のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練 	分類	項目	時間	教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	3時間以上	緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間以上	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	関係法令	0.5時間以上	訓練	緊急作業の方法 ^{※2}	3時間以上	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い ^{※3}	3時間以上	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p>
分類	項目	時間																																		
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	3時間以上																																		
	緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間以上																																		
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上																																		
	関係法令	0.5時間以上																																		
訓練	緊急作業の方法	3時間以上																																		
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い ^{※2}	3時間以上																																		
分類	項目	時間																																		
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	3時間以上																																		
	緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間以上																																		
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上																																		
	関係法令	0.5時間以上																																		
訓練	緊急作業の方法 ^{※2}	3時間以上																																		
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い ^{※3}	3時間以上																																		

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(通報経路) 第111条 防災安全GMは、緊急事態が発生した場合の社内及び国、県、市村等の社外関係機関との通報経路を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p>	<p>(通報経路) 第111条 防災安全GMは、警戒事態該当事象が発生した場合 又は特定事象が発生した場合の社内及び国、県、市村等の社外関係機関との連絡経路又は通報経路を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(通報)</p> <p>第113条 当直長等は、<u>原子炉施設に異常が発生し、その状況が緊急事態である</u>場合は、第111条に定める<u>通報</u>経路にしたがって、所長に<u>通報</u>する。</p> <p>2. 所長は、<u>緊急事態</u>の発生について<u>通報</u>を受け、<u>又は</u>自ら発見した場合は、第111条に定める<u>通報</u>経路にしたがって、社内及び社外関係機関に通報する。</p>	<p>(通報)</p> <p>第113条 当直長等は、<u>警戒事態該当事象が発生した場合又は特定事象が発生した場合は</u>、第111条に定める<u>経路</u>にしたがって、所長に<u>報告</u>する。</p> <p>2. 所長は、<u>警戒事態該当事象の発生又は特定事象の発生</u>について<u>報告</u>を受け、<u>若しくは</u>自ら発見した場合は、第111条に定める<u>経路</u>にしたがって、社内及び社外関係機関に<u>連絡又は</u>通報する。</p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(<u>緊急時</u>態勢の発令)</p> <p>第114条 所長は、<u>緊急事態が発生</u>した場合は、<u>緊急時態勢</u>を発令して、原子力防災組織の要員を召集し、発電所に緊急時対策本部を設置する。</p>	<p>(<u>原子力防災</u>態勢の発令)</p> <p>第114条 所長は、<u>警戒事態該当事象の発生又は特定事象の発生について報告を受け、若しくは自ら発見</u>した場合は、<u>原子力防災態勢</u>を発令して、原子力防災組織の要員を召集し、発電所に緊急時対策本部を設置する。<u>所長は、原子力防災態勢を発令した場合は、直ちに原子力運営管理部に報告する。</u></p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(応急措置) 第115条 本部長は、原子力防災組織を統括し、緊急事態において次の応急措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 警備及び避難誘導 (2) 放射能影響範囲の推定 (3) 医療活動 (4) 消火活動 (5) 汚染拡大の防止 (6) 線量評価 (7) 応急復旧 (8) 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置 	<p>(応急措置) 第115条 本部長は、原子力防災組織を統括し、原子力防災態勢を発令した場合において次の応急措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 警備及び避難誘導 (2) 放射能影響範囲の推定 (3) 医療活動 (4) 消火活動 (5) 汚染拡大の防止 (6) 線量評価 (7) 応急復旧 (8) 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置 	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(<u>緊急時</u>態勢の解除)</p> <p>第117条 本部長は、事象が収束し、<u>緊急時</u>態勢を継続する必要がなくなった場合は、関係機関と協議した上で、<u>緊急時</u>態勢を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に連絡する。</p>	<p>(<u>原子力防災</u>態勢の解除)</p> <p>第117条 本部長は、事象が収束し、<u>原子力防災</u>態勢を継続する必要がなくなった場合は、関係機関と協議した上で、<u>原子力防災</u>態勢を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に連絡する。</p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p>

変更前			変更後			備考
第11章 記録及び報告			第11章 記録及び報告			原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更) 記載の適正化
(記録) 第120条 組織は、表120-1及び表120-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。			(記録) 第120条 組織は、表120-1及び表120-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。			
表120-1			表120-1			
記録(実用炉規則第7条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間	記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間	
1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	
2. 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	2. 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	
3. 点検・補修等の結果(安全上重要な機器 ^{*2} は除く)及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	3. 点検・補修等の結果(安全上重要な機器 ^{*2} は除く)及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	
4. 安全上重要な機器 ^{*2} の点検・補修等の結果(法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を含む ^{*3})及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	4. 安全上重要な機器及び構造物 ^{*2} の点検・補修等の結果(法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を含む ^{*3})及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	
5. 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	5. 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	
6. 点検・補修等の不適合管理, 是正処置, 予防処置及びその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理, 是正処置及び予防処置を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	6. 点検・補修等の不適合管理, 是正処置, 予防処置及びその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理, 是正処置及び予防処置を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	
7. 保全の有効性評価, 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針, 保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間	7. 保全の有効性評価, 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針, 保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間	
8. 熱出力	原子炉に1体以上	10年間	8. 熱出力	原子炉に1体以上	10年間	
9. 炉心の中性子束密度	燃料が装荷されて	10年間	9. 炉心の中性子束密度	燃料が装荷されて	10年間	
10. 炉心の温度	いる場合連続して	10年間	10. 炉心の温度	いる場合連続して	10年間	
11. 冷却材入口温度	原子炉の状態が運転及び起動において1時間ごと	10年間	11. 冷却材入口温度	原子炉の状態が運転及び起動において1時間ごと	10年間	
12. 冷却材出口温度		10年間	12. 冷却材出口温度		10年間	
13. 冷却材圧力		10年間	13. 冷却材圧力		10年間	
14. 冷却材流量		10年間	14. 冷却材流量		10年間	
15. 制御棒位置		同上	1年間		15. 制御棒位置	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前			変更後			備考
記録（実用炉規則第7条に基づく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間	記録（実用炉規則第6.7条に基づく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間	
16. 再結合装置内の温度	同上	1年間	16. 再結合装置内の温度	同上	1年間	原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）
17. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	毎日1回	1年間	17. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	毎日1回	1年間	
18. 原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取出後10年間	18. 原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取出後10年間	
19. 運転開始前の点検結果	開始の都度	1年間	19. 運転開始前の点検結果	開始の都度	1年間	
20. 運転停止後の点検結果	停止の都度	1年間	20. 運転停止後の点検結果	停止の都度	1年間	
21. 運転開始日時	その都度	1年間	21. 運転開始日時	その都度	1年間	
22. 臨界到達日時	同上	1年間	22. 臨界到達日時	同上	1年間	
23. 運転切替日時	同上	1年間	23. 運転切替日時	同上	1年間	
24. 緊急しゃ断日時	同上	1年間	24. 緊急しゃ断日時	同上	1年間	
25. 運転停止日時	同上	1年間	25. 運転停止日時	同上	1年間	
26. 警報装置から発せられた警報の内容※ ⁴	同上	1年間	26. 警報装置から発せられた警報の内容※ ⁴	同上	1年間	
27. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	交代の都度	1年間	27. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	交代の都度	1年間	
28. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5年間	28. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5年間	
29. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間	29. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間	
30. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後10年間	30. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後10年間	
31. 発電所の外において貯蔵しようとする使用済燃料の記録 (1) 外観 (2) 最高燃焼度 (3) 取出しから容器への封入までの期間 (4) 使用済燃料を封入した容器内における当該使用済燃料の配置	払出しの都度	使用済燃料の貯蔵を委託する相手方に記録を引き渡すまでの期間	31. 発電所の外において貯蔵しようとする使用済燃料の記録 (1) 外観 (2) 最高燃焼度 (3) 取出しから容器への封入までの期間 (4) 使用済燃料を封入した容器内における当該使用済燃料の配置	払出しの都度	使用済燃料の貯蔵を委託する相手方に記録を引き渡すまでの期間	
32. 発電所の外において貯蔵しようとする使用済燃料を封入した容器の記録 (1) 外観 (2) 漏えい率 (3) 真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充填した後の湿度並びに充填した不活性ガスの成分、量及び圧力 (4) 容器内において使用済燃料の位置を固定するための装置の外観 (5) 重量	払出しの都度	使用済燃料の貯蔵を委託する相手方に記録を引き渡すまでの期間	32. 発電所の外において貯蔵しようとする使用済燃料を封入した容器の記録 (1) 外観 (2) 漏えい率 (3) 真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充填した後の湿度並びに充填した不活性ガスの成分、量及び圧力 (4) 容器内において使用済燃料の位置を固定するための装置の外観 (5) 重量	払出しの都度	使用済燃料の貯蔵を委託する相手方に記録を引き渡すまでの期間	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前			変更後			備考
記録（実用炉規則第7条に基づく記録）	記録すべき場合*1	保存期間	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合*1	保存期間	
33. 原子炉本体，使用済燃料の貯蔵施設，放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間	33. 原子炉本体，使用済燃料の貯蔵施設，放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間	原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）
34. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回，3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間	34. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回，3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間	
35. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量，空气中的放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	35. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量，空气中的放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	
36. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量，女子*5の放射線業務従事者の4月1日，7月1日，10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回，3月間の線量にあつては3月ごとに1回，1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※6	36. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量，女子*5の放射線業務従事者の4月1日，7月1日，10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回，3月間の線量にあつては3月ごとに1回，1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※6	
37. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※6	37. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※6	
38. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※6	38. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※6	
39. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※6	39. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※6	
40. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間	40. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間	
41. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日，場所及び方法	廃棄の都度	※7	41. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日，場所及び方法	廃棄の都度	※7	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前			変更後			備考
記録（実用炉規則第7条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間	記録（実用炉規則第6.7条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間	
42. 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※7	42. 放射性廃棄物を容器に封入し又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※7	原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）
43. 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がり防止及び除去の都度	1年間	43. 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がり防止及び除去の都度	1年間	
44. 事故発生及び復旧の日時	その都度	※7	44. 事故発生及び復旧の日時	その都度	※7	
45. 事故の状況及び事故に際して採った処置	同上	※7	45. 事故の状況及び事故に際して採った処置	同上	※7	
46. 事故の原因	同上	※7	46. 事故の原因	同上	※7	
47. 事故後の処置	同上	※7	47. 事故後の処置	同上	※7	
48. 風向及び風速	連続して	10年間	48. 風向及び風速	連続して	10年間	
49. 降雨量	同上	10年間	49. 降雨量	同上	10年間	
50. 大気温度	同上	10年間	50. 大気温度	同上	10年間	
51. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	51. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	
52. 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3年間	52. 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3年間	
53. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価	評価の都度	※7	53. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価	評価の都度	※7	
54. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	※7	54. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	※7	
<p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障又は消耗品の取替により記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：安全上重要な機器とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器及び構造物をいう。</p> <p>※3：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法 第26条（変更の許可及び届出等）、電気事業法 第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）<u>並びに</u>第52条（溶接安全管理検査）に係る手続きをいう。なお、手続きが不要と判断した場合にも、その理由を併せて記録する。</p> <p>※4：「警報装置から発せられた警報」とは、省令62号第21条第1項に規定する範囲の警報をいう。</p> <p>※5：妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</p> <p>※6：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>※7：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p>			<p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障又は消耗品の取替により記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：安全上重要な機器とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器及び構造物をいう。</p> <p>※3：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（工事の計画の認可）、第43条の3の10（工事の計画の届出）、第43条の3の11（使用前検査）及び第43条の3の13（溶接安全管理検査）<u>並びに</u>電気事業法 第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。なお、手続きが不要と判断した場合にも、その理由を併せて記録する。</p> <p>※4：「警報装置から発せられた警報」とは、技術基準規則第47条第1項及び第2項に規定する範囲の警報をいう。</p> <p>※5：妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</p> <p>※6：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>※7：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前			変更後			備考
表120-2※8			表120-2※8			原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規基準の施行に伴う変更) 記載の適正化
記録(実用炉規則第7条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	記録(実用炉規則第6.7条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	
1. 品質保証計画に関する以下の文書			1. 品質保証計画に関する以下の文書			
第3条品質保証計画の「4.2.1a)~d)」に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	第3条品質保証計画の「4.2.1a)~d)」に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	
2. JEAC4111の要求事項に基づき作成する以下の記録			2. JEAC4111の要求事項に基づき作成する以下の記録			
(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年	(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年	
(2) 教育, 訓練, 技能及び経験について該当する記録	作成の都度	5年	(2) 教育, 訓練, 技能及び経験について該当する記録	作成の都度	5年	
(3) 業務のプロセス及びその結果が, 要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5年	(3) 業務のプロセス及びその結果が, 要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5年	
(4) 業務に対する要求事項のレビューの結果の記録, 及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5年	(4) 業務に対する要求事項のレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5年	
(5) 原子力発電施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録	作成の都度	5年	(5) 原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録	作成の都度	5年	
(6) 設計・開発のレビューの結果の記録, 及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(6) 設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	
(7) 設計・開発の検証の結果の記録, 及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(7) 設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	
(8) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録, 及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(8) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	
(9) 設計・開発の変更の記録	作成の都度	5年	(9) 設計・開発の変更の記録	作成の都度	5年	
(10) 設計・開発の変更のレビューの結果の記録, 及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(10) 設計・開発の変更のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	
(11) 供給者の評価の結果の記録, 及び評価によって必要とされた処置があればその記録	作成の都度	5年	(11) 供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録	作成の都度	5年	
(12) プロセスの妥当性確認で組織が記録が必要とされた活動の記録	作成の都度	5年	(12) プロセスの妥当性確認で組織が記録が必要とされた活動の記録	作成の都度	5年	
(13) 業務に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年	(13) 業務に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年	
(14) 組織外の所有物に関して, 組織が必要と判断した場合の記録	作成の都度	5年	(14) 組織外の所有物に関して, 組織が必要と判断した場合の記録	作成の都度	5年	
(15) 校正又は検証に用いた基準の記録	作成の都度	5年	(15) 校正又は検証に用いた基準の記録	作成の都度	5年	
(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の, 過去の測定結果の妥当性評価の記録	作成の都度	5年	(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の, 過去の測定結果の妥当性評価の記録	作成の都度	5年	
(17) 校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5年	(17) 校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5年	
(18) 内部監査の結果の記録	作成の都度	5年	(18) 内部監査の結果の記録	作成の都度	5年	
(19) 検査及び試験の合否判定基準への適合の記録	作成の都度	5年	(19) 検査及び試験の合否判定基準への適合の記録	作成の都度	5年	
(20) リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人の記録	作成の都度	5年	(20) リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人の記録	作成の都度	5年	
(21) 不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録	作成の都度	5年	(21) 不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録	作成の都度	5年	
(22) 是正処置の結果の記録	作成の都度	5年	(22) 是正処置の結果の記録	作成の都度	5年	
(23) 予防処置の結果の記録	作成の都度	5年	(23) 予防処置の結果の記録	作成の都度	5年	

※8: 表120-1を適用する場合は, 本表を適用しない。

※8: 表120-1を適用する場合は, 本表を適用しない。

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(報告)</p> <p>第121条 各GM又は運転管理部長は、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合について直ちに所長及び主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合(第73条)</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合(第88条, 第89条)</p> <p>(3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合(第101条)</p> <p>(4) 実用炉規則第19条の17第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</p> <p>(5) 第76条第1項から第3項に定める異常が発生した場合</p> <p>2. 所長は、前項に基づく報告を受けた場合、社長に報告する。</p> <p>3. 第1項又は第2項に基づく報告が、不在で遂行できない場合及び夜間休祭日の報告方法は、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」による。</p> <p>4. 第1項(1)に該当する場合は、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、直ちに原子力規制委員会に報告する。</p>	<p>(報告)</p> <p>第121条 各GM又は運転管理部長は、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合について直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合(第73条)</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合(第88条, 第89条)</p> <p>(3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合(第101条)</p> <p>(4) 実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</p> <p>(5) 第76条第1項から第3項に定める異常が発生した場合</p> <p>2. 所長は、前項に基づく報告を受けた場合、社長に報告する。</p> <p>3. 第1項又は第2項に基づく報告が、不在で遂行できない場合並びに夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)の報告方法は、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」による。</p> <p>4. 第1項(1)に該当する場合は、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、直ちに原子力規制委員会に報告する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p> <p>記載の適正化</p>